

C 1. 子どもの権利条約新議定書

1.1 分科会のテーマと、子どもの権利条約との関連

国内における救済手続きを尽くしても権利回復が実現しなかったとき、被害者である子ども自身が国連子どもの権利委員会に救済申立できる制度を創設するための新しい議定書案（国連子どもの権利条約の3番目の選択議定書）が2011年12月19日に国連総会で採択されました。

分科会では、この新議定書の実現を目指す子どもの権利条約NGOグループによるグローバルキャンペーンの経緯と新議定書の内容について参加者と情報を共有し、子どもに優しい通報制度を実現するために何が必要か、話し合いました。

1.2 分科会開催前に考えていた「ねらい」について

参加者より、個人通報制度を子どもに優しい制度とするために必要とされること、特に、2012年2月に国連子どもの権利委員会によって策定が開始された新議定書に関する手続き規則に盛り込むべき内容について意見をいただくことを目指していました。

1.3 分科会を開催してみて得られた知見、新たな課題について

分科会に参加された弁護士の型から「日本の法律家が子どもの権利条約を知らないければ、国連子どもの権利委員会に申立することができない」というコメントがあり、そもそも国連子どもの権利条約自体が日本社会に普及していないという現実を改めて実感させられました。

広島フォーラムのあと、2011年12月22日に新議定書の国連総会での採択を記念した祝賀セミナーを東洋大学（東京都文京区白山キャンパス）で開催しましたが、このセミナーでは「日本政府に新議定書を一日も早く署名・批准してもらい、実際に日本の子どもの権利関係者が国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を活用してみることによって、国連子どもの権利条約および2つの選択議定書がより身近なものと感じてもらえるのではないか」という意見が出ました。

今後の課題は、（1）日本政府による新議定書への早期加盟、（2）戦略的な個人通報制度の活用（国内広報を含む）、であると思います。



C2. ワークショップ「アジアの子どもと子どもの権利」

1.1 分科会のテーマ

テーマ：『アジアの子どもと子どもの権利』（資料提供：NPO法人国際子ども権利センター）

ねらい：カンボジアのマリーの生活を切り口にして、子どもの人権が守られていない社会に目を向け、その中で「子どもの権利条約」が果たす役割を伝える。子どもは自分の権利を知り、それを使えるんだと知り、おとなはそれぞれの立場で子どもの権利を保障する役割を負っていることを知る。

1.2 子どもの権利条約との関連

日本では「子どもの権利条約」が生きたものとなっていない。もっと子どもの身近なものになって欲しい。「子どもの権利条約」を知り、毎日の生活の中でそれを使うことで権利意識や自尊感情が育まれる。子どもは他者との関係の中で、その体験を通して自分らしさを發揮しながら他者をも尊重することができるようになる。それでこそ、虐待もいじめももっと少なくなると考えられる。

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

今回高校生が積極的に参加してくれたので、活発に楽しく話し合うことができた。アイスブレイキングとして、子どもの権利の考え方をベースにしたクイズをしたところ、「おとなは言うことを聞かない子どもを叩いてもよいと思う」「重い障害を持った子どもは特別支援学校へ行った方がよい」という意見が高校生から出た。日常的に子どもとの暮らしや学校教育において、人権の視点が危ういことがうかがえた。

子ども本人にとって“一番良いこと”は、“誰”が決めるのかという視点を大切に話し合うことが必要だと感じた。

寄せられた感想から：

- ・子どもの権利条約の条文だけ読んでいるだけでは、「子どもの権利＝わがまま」ととらえてしまう。しかし、マリーの権利からみると子どもの権利がすんなり入った。
- ・子どもの権利を守るためにおとなができるることを知った。
- ・子どもの権利条約を通して、社会のあり方をみつめることができた。
- ・子どもにもおとなにも権利が必要である。
- ・子どもの権利条約は学校では習わない。同級生に広めたい。
- ・広島市で権利条例を策定中。子どもの意見をきいてすすめたい。
- ・子どもの権利条約が広まらない。この20年何が足りなかったのか？何をすればよかったのか、グループ考えている。
- ・子どもの権利条約を意識せずに過ごしている人たちは、意識しなくても権利条約に守られている人なんだと思う。

1.4 今後の課題、活動方針

子どもの権利は奪われて初めて大切なものだとわかる。子どもが自分が価値のある存在として生きる権利を持っていることを知っていたら、権利を奪われそうになったとき、外にむかって「助けて」と言える。「子どもの権利条約」は、子どもとおとながともに支えあい、ともに生きる社会の実現のためにあると言える。差別や排除、暴力のない社会の実現のために、「子どもの権利条約」をもっと伝えていく必要があると思う。

C3. 子どもシェルター

1.1 分科会のテーマおよびねらい

広島弁護士会では、行き場をなくした子どもに安心して食事と睡眠をとってもらい、生活の基盤をつくってもらうため、一時的な保護のできる施設＝シェルターを昨年4月に開設しました。

この分科会では、多くの人にシェルターの活動を知ってもらうことにより、一人でも多くの行き場をなくした子どもたちが希望を持つきっかけになればと思い、この分科会を開くことにしました。

1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの権利条約は、全ての子どもが人として尊重され、成長していくことを権利として定めています。しかし現実は、身体的精神的虐待・ネグレクト等痛ましい事件がわが国でも後を絶ちません。

われわれは、こうした行き場のない子どもが一人でも多く自分の道を見つけるきっかけを作りたいと思っています。

我々の活動が、条約の目標とする、子どもが人として尊重され、成長していくための社会を作っていくための一助になればと願っています。

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

当日の分科会は、幅広い年齢層の方にお越しいただきました。そして、その中で活発な意見交換ができ、また多くの質問を頂き、シェルターという施設の重要性を再確認することができました。そして、多くの方にシェルターの趣旨に賛同いただき、募金等も頂きました。

一方で、この分科会に参加するまでシェルターのことを知らなかったという方が多く、いかにしてシェルターのことを周知していくかが大きな課題だと感じました。



1.4 今後の課題、活動方針

上でも述べたように、この分科会までシェルターがどういうものか、それが広島にあることを知らない方が大勢いらっしゃいました。

今後の課題としては、いかにして一般の多くの方にシェルターやこうした取り組みを知ってもらうかだと思っています。非収益事業であるため、資金面での協力が必要不可欠となっていることからも、多くの方への周知は重要な課題となっています。

また、シェルターはあくまで一時保護の場なので、長期入所は想定していません。そこで、シェルターを出た後、生活の基盤を作る場となる自立援助ホームの開設に向けて今準備をしています。

C 4. カクヘイキのない未来は可能？

1.1 分科会のテーマおよびねらい

子どもたちには平和に生きる権利がある。でも、核兵器について「知る」・「意見を言う」機会はあるのだろうか。また、それがなければ、子どもたちは自分たちの未来を変える権利行使することができません。この分科会のねらいの一つは「知る」「意見を言う」「未来を変える」権利を保障する場をつくることでした。

1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの権利条約は二度の世界戦争への反省を受けて作られた歴史があります。子どもたちが生き生きと生きることができる世界は、戦争を防止できる世界です。条約の前文や第6条にはすべての子どもたちが生きる権利を持つことが書かれています。そして世界は子どもを武力紛争から守らなければなりません（第38条）。そのためには子どもたちのことばにしっかり耳を傾けなければなりません（第12条 意見表明権）。

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

進行役を含めて8人の小さな会で、みんな「昔子ども」でした。「質問に答えていくことで自分の考えが整理されました。弱いところにも気づきました。」「まわりに広げていくには、勉強が必要」「核兵器廃絶のいろんな考え方の立場にたって話し合い、自分の考えを言えることで深まりました」。平和については決まった考え方しか言えないという問題点があります。核兵器廃絶は正しいということだけ言ってれば核兵器がなくなるわけではありません。いろいろな意見を知ることで、自分らしい意見を形成できるということを学べた場でした。



1.4 今後の課題、活動方針

何といっても子どもたちが核兵器の問題を語り合える場を作らなければなりません。意見が違う国や人にしつかり心を向けて、自分の意見を形成する。その手助けを私たちはしています。でもそのためには、広島で、そして世界で、平和な社会をつくる実践が多様にあって、子どもたちに示されなければならないと思います。大人は子どもたちのモデルになり得ているのでしょうか？（そこで今回は最後に「世界に広がる非核地帯手作り地球儀」をプレゼントしました。）

C 5. 昔ばなしと子どもの権利

保護されるべき幼い子どもたちが、いつの時代も幸せだったとは限りません。取りまく大人たちの環境に翻弄され、まっとうに生きることが脅かされてきました。グリム童話に語り継がれてきたお話を楽しみながら考えました。



常設展示① 歴代フォーラムパネル



C6. ヒロシマで考える子どもの権利と原子力

1.1 分科会のテーマおよびねらい

- ・原爆による放射能被害を受けた広島の地から、原子力がもたらす影響及び被曝の実情に対する認識を深めること。
- ・福島の子どもたちの置かれている状況を知ること。
- ・上記2点を踏まえ、子どもの権利に関わる人たちとともに、原子力と東京電力福島第一原子力発電所事故を、子どもの権利条約の視点から捉える必要があることを認識すること。
- ・若い世代の関心を喚起すること。

1.2 子どもの権利条約との関連

3.11 以降の原発震災およびその対応は、子どもの最善の利益を侵害しています。子どもに年間 20 ミリシーベルトの被曝を許容することは、安全な場所を求めて移動することを妨げ、健康に育つ権利・教育を受ける権利・あそぶ権利・あらゆる暴力から保護される権利など、国連・子どもの権利条約で保障される事項をことごとく侵害しています。また子どもたちは、健康リスクや廃棄物による未来世代の負担などの当事者であり、原子力政策や放射能の問題において、意見が尊重される権利があるはずです。いま、子どもたちが置かれている事態は、子どもの権利に根ざした国際基準から見れば、まさしく、子どもに対する暴力であり、国連・子どもの権利委員会などへ対応を求めるべきであると考えます。

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

- (1) 原子力や放射能がもともと持つ特徴を子どもの権利の視点から整理しました。
- (2) 福島で子どもたちの避難・保養に取り組む「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」の吉野裕之さんから、子どもたちの健康被害、屋外活動の制限、家族や友人との分断などの実態が報告されました。なかなか知ることのできない貴重な報告でした。
- (3) 分科会参加者と意見交換を行いました。特に若者たちが率直な意見を出し合い、そもそも大人たちが築いてきた社会が子どもの声を聴かずに行われ、今なお、子どもに寄り添う姿勢がないことに問題があるのでないかと問題提起がありました。また、子どもの権利に関わる専門家とも、原子力が、子どもの権利の視点で向き合うべき課題であると共有できたと考えます。

1.4 今後の課題、活動方針

権利よりも利権、いのちよりも利益を優先するこの国を、象徴するのが原子力政策です。これを転換することが、子どもの権利の視点から社会を再構築するときの最重要課題になります。根本に存在する、人びとの社会への無関心、社会参加の貧困を大きく是正するには、「国連・子どもの権利条約」普及と浸透がこの国のいのちと未来を守る鍵となるでしょう。分科会当日に出された、若い世代が感じている「大人や社会に対する不信」を払拭するためにも、現実を正面から受け止め、当事者である子どもたちの声に耳を傾け、子どもの権利保障に取り組む人びとの連携を深めていきたいと考えます。

C 7. お金の心配をせずに学べる世の中に

1.1 分科会のテーマおよびねらい

学校教育は子どもたちの未来をつくるものであり、それは社会全体で責任を持つべきだと私たちは考える。2010年に国公立高校は授業料が無償となったが、私立学校や朝鮮学校は学費負担が残ったままである。「公立を選ばないのだから学費負担は当然」という意見もあるが、「経済的理由で行きたい学校へ行けない」ということのない社会をつくるためにはどうすればよいかを考える分科会とした。

1.2 子どもの権利条約との関連

子どもの権利条約第28条は「すべての子どもに、教育への権利がある」とし、そのために特に

- a)初等教育（小学校）を義務教育とし、無償とすること。
- b)中等教育（中・高校）もすべての子どもが利用できて、できれば無償にすること。
- c)さらに能力にもとづいて高等教育（大学以上）にも進めるようにしなさい、としている。

また「国際人権規約」（1966年に国連で採択され、1976年に発効）の第13条には

- a)初等教育（小学校）は、義務的なものとし、無償にする。
- b)中等教育（中・高校）は、すべての者に機会が与えられ、段階的に無償にする。
- c)高等教育は（大学以上）、能力に応じてすべての者に機会が与えられ、段階的に無償にする。とある。

*日本政府はこのb)c)項を留保したまま。ちなみに国連加盟国でこの項目の承認を留保しているのは日本とマダガスカルの2カ国だけである（最近まで留保していたルアンダは承認に転じた）。

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

2部構成で進行。前半の司会進行は小林（広私教、崇徳教員）。参加者紹介、基調提案の後、崇徳高校の卒業生、岡山、広島の高校生がそれぞれの取り組みや想いを報告した。

休憩後司会は大亀（平和ゼミ、国際学院教諭）に交代。朝鮮高校の生徒から学校の紹介や、学費の問題について報告。その後質疑応答があり、最後に何人かから感想を述べてもらった。



1.4 今後の課題、活動方針

広島の高校生の参加が少なく、参加者集めに課題が残った。運営の面ではあっという間に時間がたち、参加者同士の十分な交流が出来なかった。もう少し時間があればと感じた。学費問題については、これで終わりではなく、今後も交流を続けていくなかで改善・解決を進めていく必要を感じる。

C8. 生まれようとするいのち～出生前診断を考える

1.1 分科会のテーマおよびねらい

命に対する価値観は、社会の有りようにダイレクトに結びつくものである。妊娠・出産の場面で、妊婦（カップル）が直面する「出生前診断」の問題を、欧米と日本の新生児・胎児にまつわる事件・事象の歴史を学ぶことで、今という時代を知る。また、命に対する想いや出生前診断について語り合うことで、自分の考えをクリアにしていきたい。

1.2 子どもの権利条約との関連

胎児は妊婦（母親）と分かれがたく存在し、一人格としての法的な位置付けはない。しかし、体内に命が宿ったことを知った時から、そこには親子としての関係性が生まれる。子どもの権利条約23条には障害児の権利が明記されている。胎児診断によって、選択的人工妊娠中絶が主流となる社会は、障害児・者への医療・教育・福祉の各分野を衰退させる。ダブルスタンダードはないと考える。胎児診断技術への検証は常に問い合わせられる必要がある。

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

障害者問題に関わる者以外は、ほとんど知ることのない生命倫理に関する歴史的事件、動向を多少なりとも伝える事ができた。看護師、看護学生、保健士、障害当事者と介護者、親など、立場の違う方たちの参加で、少しずつそれぞれ違う想い、考えに耳を傾けることができた。そして、自分の中にある「優生意識」への気付き、それに自覚的である必要性など、主催者の想いもいくらか伝わったのではと感じている。

日本の優生政策に立ち向かった、障害当事者の参加があり、貴重な話しが聞けたことも有意義であった。



1.4 今後の課題、活動方針

少人数でのグループピギングが大切だと思い、6人2グループで実施した。「生命倫理」問題に関しては、初めてのスタイルであったが、今後、設問など工夫してみたい。出産は、女性（カップル）の自己決定が基本にあることなのでデリケートな問題である。今回設けた、話されたことを外へ持ち出さない、設問への解答はパスすることができるというルール、また、傾聴の姿勢を主軸に置くことは、話しやすさをつくる上でも、今後も大切にしたい。

C9. 日本の子どもが世界の子どものためにできること ～児童労働・子ども兵士・児童買春の現状～

1.1 分科会の内容

1. FTC、FTCJの始まりと、子どもによるボランティアや募金などの活動紹介（ラップあり）
2. フィリピンの児童労働シミュレーション・ゲームとディスカッション
3. 仲間と力を合わせて論理的に問題分析と問題解決法を考え、また適応する「見ざる、言わざる、触らず」ワークショップ。
4. 自分が得意な事や好きな事と、興味のある社会的問題を組み合わせ、変化（啓発運動、募金活動など）を起こす方法を考える「Gift + Issues = Change」ワークショップ
5. 質疑応答

1.2 分科会をやってみてよかったです

「この分科会に来てよかったです」と参加者がアンケートに記入していた。高校生の当日参加者がいた。

1.3 分科会をやってみて反省したこと・今後に活かしたいこと

参加者へ記入してもらったアンケートより：

1. 印象に残った事：「大人からの圧力を苦にせず、今まで挑戦してきたことに感動しました。」「ゲーム、ワークとても楽しかったです。話も分かりやすかったです。」「たくさんの世界の子どもたちが主体的に活動している事実」「児童労働シミュレーション・ゲーム」
2. 吸収できたもの：「これから生きていくのに何が必要か。それについてさらに深く知ることができました」「自分の好きなことで子どもたちも世界を変えることができる！と思ったこと」「Me To We っていいですね」「自分から他人へ関心をChange することの大切さ」
3. 自分に出来るアクションが見つかりましたか？：「全てです。そしてさらなるアクションを考えたいです。」「募金します。」「色々な事について調べ、考える」「児童労働の現状と Me To We の取り組みを周囲に伝えます。私のアクションは『伝える』です」
4. 担当者の良かった部分は？：「話しやすい。とても話しやすい雰囲気で一緒に話せて楽しかったです。」「話も進行もわかりやすく、楽しかったです」「とてもフレンドリーで参加しやすかったです」「目、言葉、顔、手・・・から力強いパワーを感じた！歌にのせてメッセージを届けてくれて感謝！」

1.4 参加者の発言等で印象に残っていること

「帰ったら、みんなに伝えないといけないと思って」とノートに熱心にメモ書きし、平和公園内の写真を撮影する子や証言を聞いて泣いてくれる子がいた。「今も世界中にヒロシマのような体験をしている人がいる」という感想もあった。

1.5 その他

急な申込みにも関わらず、参加させていただき、ありがとうございました。

東京からの参加でしたが、参加者の収集がとても難しかったので、次回はもう少し助けていただけないと嬉しいです。たとえば、オープニングなどで、全体に向けて団体と分科会の紹介の時間がございましたら、当日参加者ももっと増えたかもしれません。

どうもありがとうございました。

C10. 里親家族への支援について～今日求められている実践課題を中心に

1.1 分科会の内容

里親家族への支援が社会的な課題となっています。この分科会においては、子どもおよび里親間の相互発達という視点から、有効な家族支援の方向性を議論しました。

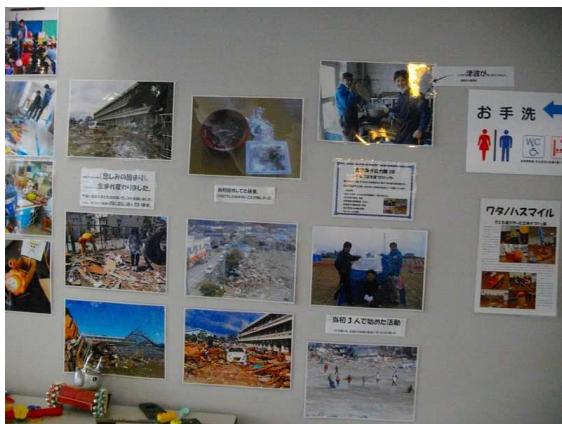
1.2 分科会をやってみてよかったです・印象に残ったこと

里親支援の方向性が見えたことは、分科会をやってみてよかったですと感じています。

参加者には、里親支援に対して強い感心が見られたことが印象に残っています。



常設展示② 東日本大震災関連



フォーラム特別企画 「学ぶ」って何? ミニ映画祭

1.1 分科会のテーマおよびねらい

今日の日本における、子どもたちの教育環境と学ぶこと、教わること、教えることなどについて考える契機となればと企画し、子どもの権利条約フォーラム in 広島の特別企画として実施した。

上映したのはいずれもドキュメンタリー映画で、「月あかりの下で」と「かすかな光へ」の2作品。前者は定時制高校を題材とした作品、後者は93歳の教育者大田堯（おおた・たかし）さんを題材にした作品で、いずれも、教育のありかたを深く考えさせるものであった。

1.2 子どもの権利条約との関連

第28条、第29条 教育への権利 (right to education)

1.3 当日の分科会の状況と分科会を通して得られた知見

上映した2作品は、いずれも広島では再上映であったが、あわせて300名近い参加者を得たということは、いかに“教育”について関心を寄せる人が多いかと現実的一面を捉えたのではないかと思う。鑑賞者の感想の中には、今教壇に立っている全ての教育者に観せたいという声もあった。

予算的には、収支とんとんと、当初予定していたフォーラムへの協賛金捻出には至らなかったのが残念である。



1.4 今後の課題、活動方針

ひとの心に訴えかける、映画の力を再確認した。機会があれば、また子どもの権利に関わりのある映画を集めて、ミニ映画祭を実施したい。

フォーラム特別企画Ⅱ ヒロシマミニツアー

1.1 分科会の内容

広島に来られた参加者の皆様に、資料館見学・被爆体験講話・碑めぐりを通して、ヒロシマのことを知り、考え、感じてもらう。スタッフ側の広島の学生に、広島を伝える体験をしてもらう。

1.2 分科会をやってみてよかったこと

特に子どもたちが、「周りに今日聞いたことを伝えるという意識を主体的にもっててくれていた。メモや写真はもちろん、真剣に聞いていた。自分のこととして、ヒロシマに向き合う姿勢がすばらしいと思った。

1.3 分科会をやってみて反省したこと・今後に活かしたいこと

時間が足りなかった。午前中で資料館と講話、平和公園案内と自由押しだったので、余裕がなかった。講話の後に感じたことや考えたことをシェアしたかった。

1.4 参加者の発言等で印象に残っていること

「帰ったら、みんなに伝えないといけないと思って」とノートに熱心にメモ書きし、平和公園内の写真を撮影する子や証言を聞いて泣いてくれる子がいた。「今も世界中にヒロシマのような体験をしている人がいる」という感想もあった。



1.5 その他

岡田恵美子さんと川本省三さんの戦争・被爆体験講話がとても良かった。前日に映画を見た子どもたちが参加してくれていたので、ヒロシマを学ぶモティベーションが高く、熱心に聞いてくれた。



おわりに～事務局から

子どもの権利条約フォーラム 2011 in 広島
事務局長 上野 和子

2011年2月に発足した準備委員会から、秋のフォーラム開催に向けて事務局として、5人（当初は4人）で事務局の仕事を分担してきました。

仕事内容としては、実行委員会時のレジュメの準備、会計の管理、実行委員会名簿の管理、実行委員さんたちへの連絡、会議で決まったことの具体化等々です。

事務局メンバーは、仕事を持つ多忙な皆さんが多く、事務局会議の日程調整には、苦労をしました。全員参加の会議は、3割くらいでした。そんな中でも、役割分担をし、それぞれが責任を持って丁寧な仕事をしていただいたことに、事務局長として感謝しています。

全国から参加される皆さんとの連絡、そして、実行委員会の回数を重ねるごとに増える実行委員の参画にも事務局としての苦労があったと改めて振り返っています。

今回は、分科会を行う人は皆実行委員、且つかかる費用は自分持ち、という約束で進めました。分科会担当者がすべて実行委員としていたがために、実行委員会の層が厚くなってしまったのですが、実行委員会の度にこれまでの経過等について触れねばならず、審議時間が不足しがちだったことを反省しています。実行委員会のあり方の工夫が必要でした。

がしかし、フォーラム直前の事前準備を行なった際には、たくさんの関係者が集まってくれたり、もっと時間がかかるものと想像していた作業が、思ったより早くスムースでした。数の力を感じたと同時に、こんなにたくさんの方が、実行委員として関わってくださっていたんだと頼もしく嬉しい場面もありました。

資金的には、誰でも気軽に参加出来るようにと、当日の参加費を無料にすることを目標に、「広告協賛」「名前広告」という形で資金集めをしました。多くの方々のご協力をいただき、当初予算以上の収入と、経費節減に心掛けた結果、参加費無料を実現し、報告書を作成し、最終残金は、次回フォーラムに参加したい子どもたちの費用に充てることを実行委員会で確認しました。また、広島市が市として実行委員会に参加し、会場費が無料だったことは、とても大きな協力になったと感謝しています。

当日運営に関しては、皆さんもご存知のように、分かりにくい形であったと反省しています。大きな混乱はなかったように思いますが、パンフレット作成後に入った分科会等の関係もあり、次々といただくご提案に、事務局として対応が追いつかない場合もあり、特に、県外参加者の皆さんには、分かりにくかったのではないかと思います。

ともあれ、たくさんの方々のご協力のもと、のべ約1200人のフォーラムが開催できたことは共に喜びたいと思います。少なからぬ、子どもの権利について考えた二日間であったことは事実ですし、期せずして、世界初の被爆都市で、福島の原発事故が起きた年に「子どもの命」と向き合うフォーラムが出来たことに大きな意味があったと思います。

次回は、愛知県で開催されます。愛知県にバトンを渡せたことで、改めて長く続けてこられた皆様の意気込みと継続することの意味を実感しているところです。